

「若者☆星取県」実践活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、「若者☆星取県」実践活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、「『若者がつくる星取県ネットワーク』登録・実施要領」（令和元年7月8日付第201900084840号鳥取県生活環境部長通知。）の2で定める「若者がつくる星取県ネットワーク」に登録されたグループ等が実施する星空や宇宙に関する知識や魅力の普及、星取県の情報発信等の取組を支援することにより、星取県の盛り上げや人材育成等を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から当該補助事業に係るその他の収入（本補助金を除く。）の額を差し引いた額（千円未満の端数は切り捨て。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業開始の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に定めるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴うもの

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(提出書類の部数等)

第8条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、正本1部とし、環境立県推進課に提出する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助金上限額
名称	内容				
「若者☆星取県」 実践活動支援事業	<p>(1) 星空や星取県の普及啓発に係る自主イベント等の実施</p> <p>(2) 星空を活用した取組を行うために実施する自己の能力開発を目的とした先進事例調査等</p> <p>(3) その他、星取県の情報発信や星空を活用した地域の活性化等に資する取組</p>	「若者がつくる星取県ネットワーク」に登録されたグループ等	<p>補助事業を実施するために必要と認められる以下の経費</p> <p>(1) 謝金</p> <p>(2) 旅費</p> <p>(3) 需用費</p> <p>(4) 役務費</p> <p>(5) 委託料</p> <p>(6) 使用料及び賃借料</p> <p>※委託料については、県内事業者に委託するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合は、この限りでない。</p>	10/10	100千円

年度「若者☆星取県」実践活動支援事業補助金事業計画書

1 事業実施主体の名称	登録番号	
	グループ名	
	代表者名	
2 事業の目的		
3 事業の内容 <small>（要綱別表中の1（2）の場合は、先進事例調査等を実施することにより、今後どのような取組を行っていく予定かについても、記載してください。）</small>		
4 事業実施(予定)期間	年 月 日 ~	年 月 日
5 活動に要する経費の総額	円	
6 消費税の取扱い ※いずれかに○をつけること	一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 地方公共団体 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者	
7 他の補助金の活用の有無 ※有の場合は、活用する補助金名等を記載すること	有 ・ 無	
	活用する補助金名	
	事業内容	
	当該補助金に係る問合せ先	
8 連絡先	担当者名	電話番号

(添付書類)

- 事業内容に関するもの（チラシ、レジュメ等）
- 事業費の算出基礎がわかる資料（見積書、カタログ等）

年度「若者☆星取県」実践活動支援事業収支予算書

1 収 入

（単位：

円）

区 分	予 算 額	摘 要
自己資金		
県補助金		
その他の収入		
計		

2 支 出

（単位：

円）

区 分	予 算 額	摘 要
計		

※摘要欄には、積算内訳等を明記すること。

年 月 日

様

職 氏 名



年度「若者☆星取県」実践活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった「若者☆星取県」実践活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は補助対象経費の実績額について、「若者☆星取県」実践活動支援事業補助金交付要綱（令和元年8月6日付第201900109150号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

年度「若者☆星取県」実践活動支援事業補助金事業報告書

1 事業実施主体の名称	登録番号	
	グループ名	
	代表者名	
2 事業の目的		
3 事業の成果	<p>「事業実施によって得られた効果」、「メンバーの感想」、「今後の目標や課題となったこと」等、写真を利用するなど分かりやすく記載すること</p>	
4 事業実施期間	年 月 日 ~	年 月 日
5 活動に要した経費の総額	円	
6 消費税の取扱い ※いずれかに○をつけること	一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 地方公共団体 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者	
7 他の補助金の活用の有無 ※有の場合は、活用する補助金名等を記載すること	有 ・ 無	
	活用する補助金名	
	事業内容	
	当該補助金に係る問合せ先	
8 連絡先	担当者名	電話番号

(添付書類)

- 事業内容に関するもの（チラシ、レジュメ、写真等）
- 事業費の算出基礎がわかる資料（請求書、領収書等）

年度「若者☆星取県」実践活動支援事業収支決算書

1 収 入

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
自己資金				
県補助金				
その他の収入				
計				

2 支 出

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
計				

※摘要欄には、積算内訳等を明記すること。

様

住 所

申請者 氏 名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度「若者☆星取県」実践活動支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあつた「若者☆星取県」実践活動支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
- 5 添付資料
- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第6号 別紙 (第7条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費 (補助金の使途) の内訳

区 分	課税仕入れ	課税売上			非課税仕入れ	合 計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経 費 の 内 訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法